

学生の皆様へ

城西大学・城西短期大学

対面授業に向けた感染症防止のための手引<更新>

1. 目的

2021年度の授業については、対面授業を中心に実施することとなりました。新型コロナウイルスの感染は未だに終息せず予断を許さない状況ですが、今後、大学等における通学および対面授業に当たっては、可能な限り感染拡大のリスクを低減させ、**「①学生が安心して学業に専念できる②教職員が安心して教育研究・学生支援活動に従事できる③大学周辺の地域住民が安心できる」環境を整備する**ことが重要です。本手引は、そのために必要な留意事項を整理し作成しました。

2. 「新しい生活様式」を踏まえた大学の行動基準

昨年、5月14日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言で示された地域区分を踏まえ、文部科学省により、それぞれの地域区分を大学の生活圏に当てはめた場合の行動基準が下記のとおり作成されています。**本学は当面、この基準の「レベル2」に準じ、対策を行っていくこととします。**

「新しい生活様式」を踏まえた大学の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	課外活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m 程度(最低1m)	行わない	個人や少人数でのリスク の低い活動で短時間で の活動に限定
レベル2	できるだけ2m 程度(最低1m)	リスクの低い活動から 徐々に実施	リスクの低い活動から 徐々に実施し、教職員・ 課外活動指導者等が活 動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で最 大限の間隔を取る	十分な感染対策を行った 上で実施	十分な感染対策を行った 上で実施

「レベル3」・・・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域(累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に迎え込む地域。)

「レベル2」・・・生活圏内の状況が、①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域(特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施する地域)及び②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

「レベル1」・・・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの(新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域)

3. 学内活動時マニュアル(基本的な感染対策)

(1) 感染源を絶つ

- 発熱等風邪の症状がある場合には、自宅休養を徹底して下さい。同居の家族に症状が見られる場合も同様とします。
- 登校前は検温し、健康状態を自己チェックして下さい。
- 登校時には必ずマスクを着用し、発熱等風邪の症状が見られた場合は以下の通り対応して下さい。
 - ・すぐに帰宅して下さい。
 - ・症状が改善しない場合は医師の診断を受けて下さい。
- 不要不急の外出を自粛して下さい。

(2) 感染経路を絶つ

- 手洗いは、ハンドソープ等を使用し正しい手洗いを徹底して下さい。(手荒れなどで難しい場合は、流水でしっかり洗って下さい) また、流水による手洗いができない場合は、アルコール消毒等行って下さい。
- ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。登校後や食事前等こまめに手を洗って下さい。
- 咳・くしゃみをする際は、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえて下さい。
- 授業や課外活動等での用具や物品の共用をできるだけ避けてください。用具や物品を共用する場合は、消毒液等で消毒を行い、使用後には手洗いを徹底して下さい。

(3) 「3密」の回避

《密閉の回避》

- 換気効果を高めるために、2方向の窓及び扉を開放して下さい。
- 窓のない部屋は、常時、扉を開放し換気を徹底して下さい。
- 常時換気が困難な場合は、こまめに(30分に1回以上)、2方向の窓及び扉を開放し換気して下さい。
- 教室内のエアコンは外気を取り入れ運転されていますが、使用している場合でも、換気効果を高めるために、上記を徹底して下さい。

《密集の回避》

- 人との間隔をできるだけ2メートル(最低1メートル)空けて下さい。
- 「密集」を避けるため、教室等では使用できる席を指定しています。
- 授業やガイダンス等においては、履修者数に対し、より広い教室を使用しています。
※授業時の定員を教室収容定員の6割程度にしています。

《密接の場面での対応》

- マスクを着用して下さい。
熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外して下さい。その際は、換気や十分な距離を保つなどの配慮を行って下さい。
- 授業中、教員もマスクを着用します。教卓にはアクリルボードが設置されています。教員の口の動きを見る必要がある学生等に対しては、フェイスシールドを活用するなど、配慮を行うことがあります。
- 体育の授業におけるマスクの着用は必須としません。
- マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外します。なるべくマスクの表面に触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔を保って下さい。

(4) 抵抗力を高める

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」および「バランスの取れた食事」を心がけて下さい。

(5) 差別や偏見をもたらす情報に注意

- 感染者およびその家族等への差別・偏見・誹謗中傷などはあってはなりません。
この感染症については、未知のウイルスという見えない恐怖から多くの人が不安に陥っています。そこに乗じるかの如く、SNSなどで他者を中傷する言動も見られます。私たちが闘っているのは感染症そのものです。情報については、それを受ける時も発する時も、一旦立ち止まりよく考えて対応することが大切です。今一度、自身が今何をしようとしているかを考え、その行為の社会的影響を考えて行動しましょう。
- 重症化リスクの高い人への対応等について
基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い人は、主治医に相談の上、保健センターへ申し出てください。また、感染が不安で登校したくないと考える場合も、各学部事務室へ相談し、事情を伝えてください。状況を踏まえ、遠隔授業を行うなどの対応を行います。(保護者から在宅の希望がある場合も同様です)

4. 学生生活一般における注意事項

- クラスターが発生しやすい施設や「三つの密」のある場所への外出は控えて下さい。
- 換気が悪く人が密に集まるような場所への出入りを控え、特に、カラオケ、スポーツジム、ライブハウス、接待を伴う飲食店など「3密」のリスクが高い施設等の利用は控えて下さい。夜間の飲食店や繁華街への外出、一同に会して飲食を行う長時間の会食(コンパ)等も控えて下さい。
- アルバイトを行う場合は、勤務先の業種別に定められた感染拡大予防ガイドラインの

内容をよく理解し、その内容に従って行動し、特に、カラオケ、スポーツ施設やジム、ライブハウス、接待を伴う飲食店等「3密」のリスクが高い施設等でのアルバイトは避けて下さい。また、不特定多数の方と接する機会の多いアルバイトでは手洗いを心がけ、洗っていない手で顔を触らないよう注意して下さい。

- 外出する際は屋内より屋外を選んで下さい。(ただし、屋外であっても人が多く集まる場所は避けて下さい)また、買い物は混雑時を避けて下さい。
- 不特定多数、特に子どもや高齢者との接触を避けるとともに、万が一の際に感染経路の割り出しができるように自身の行動を記録するなどの工夫を行って下さい。

5. 図書館における注意点

- 図書館利用前後には手洗いをするというルールを徹底して下さい。
- 閲覧席では十分な座席の間隔を確保するため、席数に制限を設けています。利用方法について、図書館員からの指示に従って下さい。
- 貸出手続きの順番待ちでは、間隔を空けて並んで下さい。
- オンライン授業等でPCを利用する際のイヤホンは各自持参して下さい。
- その他の図書館の利用については、図書館内の案内に従って下さい

6. 本学食堂およびコンビニでの注意点

- 入退出時(入退出時の行列含む)においては、人と人との十分な間隔を確保して下さい。
- 食堂は座席ごとパネルで仕切られていますが、食後は速やかに退出して下さい。
- 券売機、レジ等に並ぶ場合は間隔を空けて下さい。
- 利用者は出来る限り会話を控えて下さい。
- 第一食堂(1階・2階及びトイレ)、第二食堂(地下1階・1階・2階学生談話室及びトイレ)のテーブル・イス・壁は全て抗菌加工を施しています。

7. 消毒等について

- 各建物の入口及び各施設内には手指消毒用アルコールを設置しています、積極的に利用して下さい。
- 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫してなるべく減らして下さい。
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯して下さい。

8. 登下校時と休み時間における注意点

《登下校》

- 登校前には体温測定と健康チェックを行って下さい。

- 公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用し、会話は控えめに、登校後は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触れない、触った場合は顔を洗うなどとして、接触感染対策などの基本的対策を行い、可能な限り混雑時間を避け過密乗車を避けて下さい。
- 登校時は、正門に備え付けてあるサーマルカメラ(赤外線カメラ)で体温測定を実施して下さい。なお、再検温が必要な場合はお声がけさせて頂くことがありますので、ご協力下さい。
- シャトルバスを利用する場合は、乗車時に必ず備え付けの赤外線体温検知器で体温測定を実施し、乗車中の会話は控え、マスク着用を徹底して下さい。なお、シャトルバスは窓開けにより、車内換気を実施し、シート等は抗菌加工を施しています。

《 休み時間等 》

- 廊下で立ち止まらないでください。また、大声で話し合うのは止めて下さい。
- 必要な用事が済めば帰宅して下さい。
- 授業方法について
授業は、対面授業が基本となりますが、大人数科目(原則100名以上)の授業は、オンライン授業を行うこととしています。
* 詳細は、各学部のオリエンテーションにて確認してください。

9. 課外活動について

課外活動の実施については、各団体の部長教員及び監督とよく相談し、感染対策を徹底した中で実施するようにしてください。可能な活動については、Teams や Zoom 等を使用し遠隔での実施としてください。

(1) 学生の課外活動参加選択の自由について

緊急事態宣言が解除されましたが、新型コロナウイルスの脅威が解消した状況ではありません。状況の捉え方や考え方、個々が抱える不安は人それぞれ違うことから、活動参加は個々の自由とします。本人および家族の意向を優先していただくようお願いいたします。参加しないことで不当な扱いをするようなことがないようにしてください。

(2) 合宿および外部団体との試合や練習の参加・実施について

実施を許可いたしますが、実施する際は所属の先生・指導者とよく相談をしていただくこと、実施ルールを必ず守っていただきますようお願いいたします。(実施ルールについては学生課もしくはスポーツ振興センターまでご連絡ください)

合宿についてはやむを得ず実施が必要と判断したときのみ、学生課もしくはスポーツ振興センターへ相談をお願いいたします。

(3) 健康管理の徹底について

課外活動を実施する際は、課外活動チェックシートを学生課に提出のうえ実施してください。また、発熱等なくとも体調が優れない場合、参加をしないようお願いいたします。

(4) 移動時のマスク着用等の徹底について

活動場所までの移動や帰宅、ミーティングの際はマスクの着用を徹底し、人との間隔をできるだけ2メートル(最低1メートル)空けてください。集団での移動は控えてください。

(5) 活動制限や活動中止の可能性について

今後、社会情勢により再度の緊急事態宣言の発令や県からの活動に関する要請、地域からの要望等により大学の判断で活動制限や活動中止になる可能性もあることから、活動実施における取り扱いはこの限りでないことをご承知おきいただきたく願います。

10. 学生が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応について

学生が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、本学は感染症法に基づき、保健所の指示に従って、迅速に感染拡大の防止措置(聞き取り調査や訪問調査、濃厚接触者の判断など、保健所の公衆衛生業務に係る協力や情報提供、施設の消毒等)を講じます。そして、速やかに以下の対応をとります。

1) 新型コロナウイルス感染が確定している場合

(1) 学生は所属学部事務室に以下の事項をメール又は電話にて連絡し、治癒するまで出席停止の手続きをする。

- 所属学部・学籍番号・氏名
- 居住地(市区町村)・通学手段
- 同居者の有無・保護者連絡先・属性
- 基礎疾患の有無(呼吸器疾患・糖尿病・高血圧・心疾患・慢性腎疾患〔透析実施含む〕・慢性肝疾患・免疫機能低下状態〔原疾患および化学療法や免疫抑制剤投与中などを含む〕)
- 受診日・確定診断日・受診医療機関
- 症状(発生時期等を含む)
- 経過・治療状況・感染学生に対する対応(処方されたお薬等)
- 渡航歴の有無(期間・国や地域等)
- 渡航歴のある人との接触の有無
- 濃厚接触者(家族、友人等)の情報
- 学内での活動(概ね発症前2週間程度の授業、課外活動等への出席等)
- 発生状況(感染原因・感染経路等)

- (2) 所属学部事務室は、保健センター（紀尾井町キャンパスは医務室）に該当学生の状況を「新型コロナウイルス感染症 発生報告書（学生用）」（別紙1）を用いて報告する。
- (3) 保健センターは、(2)の内容を保健所に確認する。
- 原則として、保健所から保健センター宛に連絡が届き、聞き取りや対応に関する指示等がある。
- (4) 保健センターは、対策本部と情報を共有する。
- 保健所の指示（訪問調査、教室等の消毒）についても同時に共有する。
- (5) 学生は、治癒を証明できる診断書又は「感染症登校許可証明書」を医療機関に依頼し、所属学部事務室と保健センター（控え）に提出する。

2) 保健所から濃厚接触者と特定された場合

- (1) 学生は所属学部事務室に以下の事項をメール又は電話にて連絡し、自宅待機期間の出席停止の手続きをする。
- 所属学部・学籍番号・氏名
 - 居住地（市区町村）・通学手段
 - 同居者の有無・保護者連絡先・属性
 - 基礎疾患の有無（呼吸器疾患・糖尿病・高血圧・心疾患・慢性腎疾患〔透析実施含む〕・慢性肝疾患・免疫機能低下状態〔原疾患および化学療法や免疫抑制剤投与中などを含む〕）
 - 受診日・確定診断日・受診医療機関
 - 体調など現在の状況
 - 保健所からの指示（自宅待機期間等）
 - 渡航歴の有無（期間・国や地域等）
 - 渡航歴のある人との接触の有無
 - 周囲の感染者の情報
 - 学内での業務（概ね発症前2週間程度の授業、課外活動等への出席等）
 - 発生状況（感染原因・感染経路等）
- (2) 所属学部事務室は、保健センター（紀尾井町キャンパスは医務室）に該当学生の状況を「新型コロナウイルス濃厚接触者（保健所特定済）発生報告書（学生用）」（別紙2）を用いて報告する。
- (3) 保健センターは、(2)の内容を保健所に確認する。
- (4) 保健センターは、対策本部と情報を共有する。
- (5) 保健センターは、登校に向けた判断について保健所に確認する。

3)新型コロナウイルスについての相談がある場合

保健センターにて健康相談(電話)ができます。

【直通電話】 049-271-7725 (月～土 9:00～17:00)

以上